

彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況(平成26年4月1日現在)

	職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
	平成26年度	平成25年度		
合計	12	14	△ 2	退職による

(2) 採用の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

職種区分	採用者数 (人)		
	男	女	合計
一般行政職	4	0	4
技能労務職	0	0	0

(3) 退職の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

退職区分	定年	希望	死亡	懲戒免職	普通等	合計
職員数(人)	0	1	0	0	3	4

(4) 競争試験および選考の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(ア) 競争試験の状況

試験区分	受験者数			合格者数			合格率
	計	男	女	計	男	女	
※実施なし							

(イ) 選考の状況

地方自治法に基づく職員派遣

(彦根市から派遣2名、甲良町から派遣1名、多賀町から派遣1名)

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	管内人口 (H25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 前年度人件費比率
H25年度	人 156,558	千円 298,384	千円 7,489	千円 102,910	% 34.49	% 24.80

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
H25年度	人 14	千円 50,270	千円 18,861	千円 19,392	千円 88,523	千円 6,323

※職員手当は、退職手当を除く、通勤手当・住居手当・扶養手当・時間外勤務手当等です。

(3) 職員の平均給与月額、初任給の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42歳3箇月	317,169円	393,453円
技能労務職	46歳9箇月	297,133円	527,313円

1. 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる通勤・住居・扶養・時間外勤務手当等の合計です。

(イ) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		彦根愛知犬上広域行政組合	国
一般行政職	大学卒	172,200円	同じ
	高校卒	140,100円	同じ

(4) 一般行政職員の級別職員数等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務	0人	0.0%
2級	主任主事、主任技師の職務	1人	9.1%
3級	主任、主査の職務	4人	45.4%
4級	課長補佐級の職務	1人	9.1%
5級	課長級の職務	2人	27.3%
6級	事務局長、副参事の職務	1人	9.1%

(5) 職員の手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	彦根愛知犬上広域行政組合	国
期末・勤勉手当	支給割合	期末 勤勉
	6月期	1.225月分 0.675月分
	12月期	1.375月分 0.675月分
	計	2.60月分 1.35月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	同じ
退職手当	支給率	自己都合 希望・定年
	勤続20年	21.62月分 27.025月分
	勤続25年	30.82月分 36.57月分
	勤続35年	43.7月分 52.44月分
	最高限度	52.44月分 52.44月分
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	同じ
扶養手当	配偶者	13,000円
	扶養親族	6,500円
	(配偶者なしの場合の1人目)	11,000円
	16歳から22歳までの子についての加算	5,000円
		同じ
住居手当	借家・借間(最高限度)	27,000円
	持家	なし
		同じ
通勤手当	交通機関利用(最高限度額)	55,000円
	交通用具使用(片道距離)	自動車 自転車等
	2km未満	2,000円 1,000円
	2km以上 5km未満	4,000円 2,000円
	5km以上10km未満	6,000円 4,100円
	10km以上15km未満	8,300円 6,500円
	15km以上20km未満	10,600円 8,900円
	20km以上25km未満	12,900円 11,300円
	25km以上30km未満	15,200円 13,700円
	30km以上35km未満	17,500円 16,100円
	35km以上40km未満	19,800円 18,500円
	40km以上45km未満	22,100円 20,900円
	45km以上50km未満	22,900円 21,800円
50km以上55km未満	23,700円 22,700円	
55km以上60km未満	24,500円 23,600円	
60km以上	25,300円 24,500円	
		同じ (自動車を除く。)

地域手当 (平成25年度普通会計決算)	
支給対象地域	全域
支給率	3%
支給対象職員	14人
国の制度(支給率) (※勤務地により異なる)	彦根市 3% 多賀町 0% 豊郷町 0%
支給総額(年額)	1,193千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	85千円

管理職手当 (平成25年度普通会計決算)	
内容	事務局長、副参事 63,800円 課長級 52,400円 課長補佐級 39,100円
支給総額(年額)	2,439千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	610千円

特殊勤務手当 (平成25年度普通会計決算)	
内容	火葬業務手当 火葬業務 1件当たり 720円 斎場事務 1日当たり 500円 廃棄物埋立作業手当 1日当たり 1,000円
支給総額(年額)	2,529千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	422千円

時間外勤務・休日勤務手当 (平成24年度、25年度普通会計決算)		
25年度	支給総額(年額)	7,476千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	748千円
24年度	支給総額(年額)	6,866千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	687千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間		休憩		
		開始時刻	終了時刻	時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	60分	12:00	13:00

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況(平成25年分)

平均取得日数	消化率
12.5日	34.1%

(注)平成25年1月1日から平成25年12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

(3) 特別休暇等の状況(平成26年4月1日現在)

種類		付与日数	備考
病気休暇		必要期間	90日以内
特別休暇	選挙権等行使休暇	必要期間	
	証人等による出頭休暇	必要期間	
	骨髄提供のための休暇	必要期間	
	ボランティア休暇	5日以内	
	結婚休暇	7日以内	
	産前休暇	出産日までの8週間以内	
	産後休暇	出産日の翌日から8週間以内	
	育児時間休暇	1日2回 各30分	
	妻の出産休暇	3日以内	
	子の看護休暇(中学校就学の始期までの子)	5日(2人以上は10日)以内	時間休可
	短期介護休暇	5日(2人以上は10日)以内	時間休可
	忌引休暇	1日～10日	親族関係により異なる
	父母の追悼休暇	1日	父母の死亡後15年以内の追悼
	夏季休暇	5日以内	6月～10月までの間
	災害休暇(住居損壊の復旧、避難等)	7日以内	
	災害・事故休暇(通勤困難等)	必要期間	
	生理休暇	必要期間	
妊婦の通勤緩和休暇	1日を通じて1時間を越えない範囲		
妊婦の健康診査等休暇	必要期間		
妊娠障害休暇(つわり)	7日以内	時間休可	
介護休暇	必要期間	最大6月 時間単位可	

(4) 育児休業および部分休業の取得状況(平成25年度) (単位:人)

区分	育児休業取得状況		平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

4 職員の分限および懲戒処分の状況(平成25年度)

(1) 分限処分数

(単位:延べ人数)

処分子由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	失職
勤務成績が良くない場合						0	
心身の故障の場合						0	
職に必要な適格性を欠く場合						0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0	
刑事事件に関し起訴された場合						0	
条例で定める事由による場合						0	
合計		0	0	0	0	0	0

## (2) 懲戒処分者数

(単位:人)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正(給与不正受領、受験採用虚偽行為等)						0
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)						0
一般非行関係(傷害等刑法違反等)						0
収賄等関係(収賄、横領等)						0
道路交通法違反						0
監督責任						0
合 計		0	0	0	0	0

## 5 職員の服務の状況(平成25年度)

職員の服務については、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等や上司の職務上の命令に従う義務、服務上の守るべき義務などが次のとおり規定されており、職員は、服務の根本基準を念頭におきながら、服務上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

(単位:人)

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等従事制限	自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況(平成25年度)

## (1) 職員研修の状況

(単位:人)

研修区分	研修名	日程(日)	受講者
派遣研修(研修センター)	例規事務担当職員研修	3	1
	給与事務担当職員研修	4	1
	現任職員(3部)研修	3	1
	1DAYセミナー(タイムマネジメント)	1	2
	2DAYセミナー(ビジネスマナー基礎研修)	1	1
派遣研修(専門研修)	1DAYセミナー(A4 1枚で文章をまとめる技術)	1	1
	県廃棄物適正管理協議会研修会	1	1
	一般廃棄物処理施設技術管理者研修	1	2
一般研修(階層別等)	該当なし		—
特別研修(公務員倫理)	公務員倫理職場研修	1	全職員
	(文書による職員啓発)	随時	全職員
特別研修(人権問題)	(文書による職員啓発)	随時	全職員
	人権問題職場研修	1	全職員
特別研修(安全運転)	(文書による職員啓発)	随時	全職員

## (2) 勤務成績の評定の状況

人事考課制度の導入なし

7 職員の福祉および利益保護の状況(平成25年度)

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断等を実施しています。□

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の共済制度に関する条例(平成12年組合条例第14条)により実施しています。

一般財団法人滋賀縣市町村職員互助会および彦根愛知犬上広域行政組合職員互助会は、会員の掛金および組合の負担金、その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

	彦根愛知犬上広域行政組合職員互助会	一般財団法人滋賀縣市町村職員互助会
人 数	18人	8人
会 員 掛 金 額	月額:1,500円	月額:本俸×4/1000
負 担 補 助 額	年額:42,954円	月額:本俸×4/1000

(3) 公務災害の状況

該当なし

8 公平委員会に係る業務の状況(平成25年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求件数	なし
(措置要求の概要)	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立て件数	なし
(不服申立ての概要)	